

三重県循環型社会形成推進計画 概要版

令和3年3月
三重県

目 次

| | |
|--|---|
| 第1章 計画の基本的な考え方 | 1 |
| 1 計画の策定趣旨等 | |
| 2 廃棄物政策を取り巻く状況 | |
| 3 基本理念 | |
| 第2章 取組方向と施策、第3章 計画の目標 | 4 |
| 取組方向1 パートナーシップで取り組む「3R+R」 | |
| 取組方向2 循環関連産業の振興による「3R+R」の促進 | |
| 取組方向3 廃棄物処理の安全・安心の確保 | |
| 取組方向4 廃棄物政策を通じた社会的課題の解決 | |
| 取組方向5 人材育成とICTの活用 | |
| 第4章 計画の進行管理 | 7 |
| 1 計画の推進と進捗管理 | |

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の策定趣旨等

(1) 策定趣旨

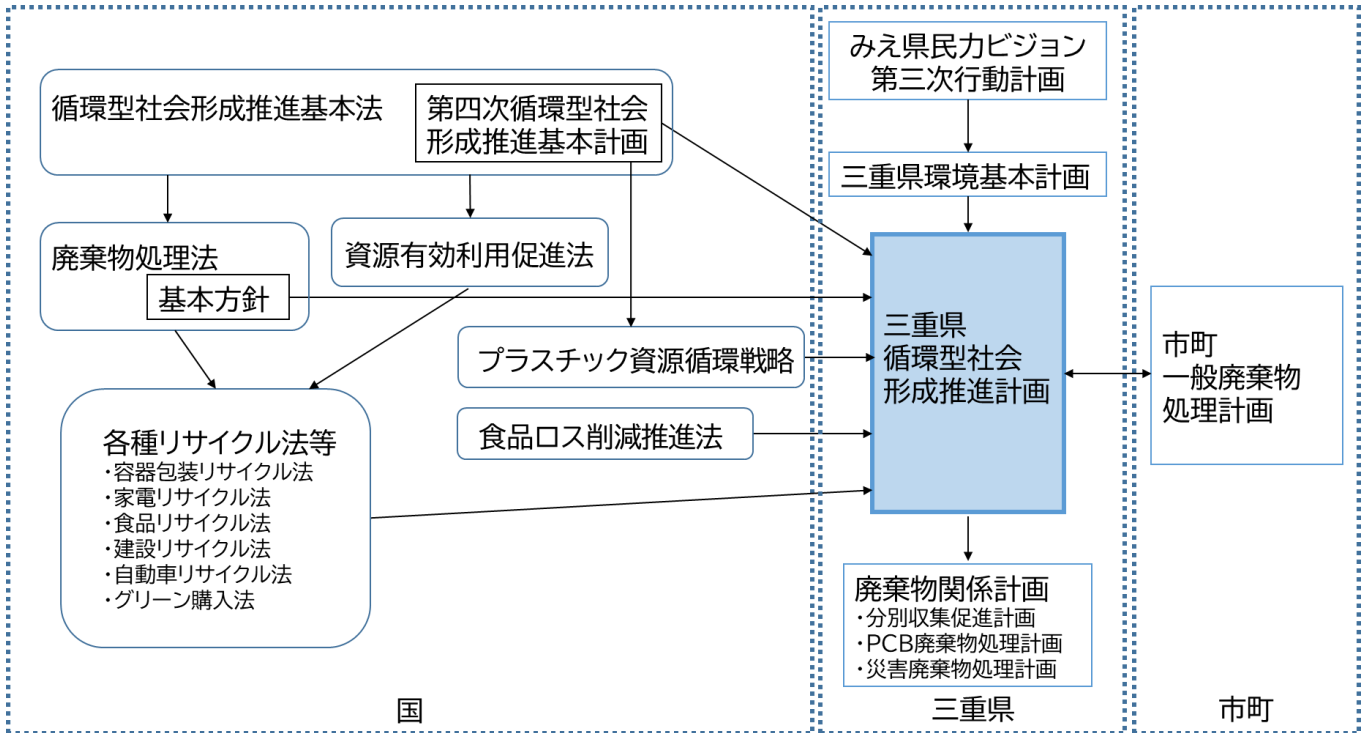
本計画においては、「三重県環境基本計画」を踏まえ、循環型社会の実現をめざして廃棄物施策を推進しようとする県の姿勢を明確に打ち出すとともに、市町や事業者などの関係者との連携を進めるうえで、めざす社会像を共有しやすい形にすることが重要であると考え、計画の名称をこれまでの「三重県廃棄物処理計画」から「三重県循環型社会形成推進計画」に変更することとしました。

(2) 計画の位置付け

本計画は、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づく都道府県廃棄物処理計画です。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく「食品ロス削減推進計画」も本計画に位置づけます。

図1 計画の位置づけ



(3) 計画の対象期間

本計画は、概ね10年先を見据えつつ、今後の社会環境の変化に柔軟に対応していくため、対象期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

2 廃棄物政策を取り巻く状況

○廃棄物行政に係る主な社会経済情勢

- (1) 世界的な天然資源の需要増加に対する限りある資源の有効活用
- (2) 廃棄物政策の観点からの地球温暖化対策
- (3) プラスチック対策や食品ロスの削減といった社会的課題への対応
- (4) 環境活動としての3Rから経済活動としての循環経済への移行
- (5) 新型コロナウイルス感染症の拡大によるごみ量の変化、高齢化や人口減少の進展による事業活動を含む地域社会の変化

○新たな視点

(1) Society 5.0

Society 5.0の実現により、地球温暖化や資源制約をはじめとする地球規模の社会的課題に対し、第四次産業革命によるICTの進展を最大限生かすことで、必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かに対応することができるようになります。廃棄物の発生・排出抑制や適正処理など、様々な課題に更に対応できるようにするため、廃棄物処理に係る先端技術による新たなイノベーションを活用し、資源生産性の高い循環型社会を構築することが求められています。

(2) SDGs

SDGsの視点に立つことで、目標間のつながりを意識し、課題の全体像を把握したうえで取組を進めることで、更に廃棄物政策を進めることができると考えられます。

こうした目標に対応するためには、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」により、廃棄物政策においても様々な主体、とりわけ企業との連携により廃棄物政策を進めていくことが不可欠です。

3 基本理念

三重県循環型社会形成推進計画においては、これまでの成果や課題の検証を踏まえつつ、廃棄物行政を取り巻く環境変化や新たな潮流への対応も重視しながら取り組んでいきます。

基本理念

**新たな知見や技術を取り入れ、多様な主体とのパートナーシップでめざす循環型社会
～循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題解決の両立に向けて～**

持続可能な循環型社会の構築をめざし、「ごみゼロ社会の実現」に向けた考え方を施策のベースとしながら、新たな知見や技術を積極的に取り入れるとともに、市町、事業者、NPO等多様な主体とのパートナーシップを強化し、廃棄物の「3R+R」の促進及び廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組めます。そのなかで新たに、三重県における循環関連産業の振興に注力するとともに、一体的にプラスチックごみ対策や食品ロス対策を推進していくことで、社会的課題の解決につなげていきます。

また、「ミッションゼロ 2050 みえ」の達成に向けて、「三重県地球温暖化対策総合計画」においても、廃棄物の3R、適正処理の推進や社会的課題の解決等を掲げており、こうした取組を推進することで、温室効果ガスの削減に貢献していきます。

例えば、SDGsの考え方や目標を意識し、廃棄物の適正処理にとどまらず、気候変動への対応や海洋資源の保全などの様々な観点から、多面的に資源の循環利用を促進するとともに、多様なステークホルダーが自発的に参加し課題を共有しながらその解決にあたるパートナーシップの取組を充実・強化していきます。

Society 5.0の実現を見据え、ICTなどの先端技術の活用等により、資源循環に関わる事業者等のイノベーションや新たなビジネスモデルにつなげる取組を推進します。

製品等の廃棄段階における対策だけでなく、資源の確保から生産、流通、消費、再生利用、廃棄等に至るライフサイクル全ての段階で、環境負荷の低減を図りつつ、廃棄物の発生抑制と徹底した資源循環に取り組む「資源のスマートな利用」を促進します。

また、これらの取組において、製品等の生産や流通、販売等の事業活動を担う事業者は主導的な力を発揮することが期待されており、廃棄物処理業者とともに循環型社会の構築に向けた施策を推進する重要なパートナーと位置付けられます。

こうした事業者が中心となり、行政や研究機関等とも連携しながら、「3R+R」の一層の促進、さらには、天然資源の消費や温室効果ガスの発生の抑制にも資する、高度なリサイクルの技術や環境配慮型商品の開発・普及、新たなビジネスモデルの創出などに向けて取り組むことで、「資源のスマートな利用」が進み社会的課題の解決にも貢献できると考えており、県内における循環関連産業の振興に取り組めます。

自治体や企業、高等教育機関、県民等が、持続可能な循環型社会の実現に向けて、それぞれの役割をしっかりと果たすべく行動することにより、現在世代のニーズを満たしつつ、私たちが暮らす三重をより良い姿で次世代に継承していけるよう、チャレンジしていきます。

第2章 取組方向と施策、第3章 計画の目標

取組方向1

パートナーシップで取り組む「3R+R」



■施策1-1 事業者等とのパートナーシップによる取組の推進

- 業界団体等との連携による事業者の「3R+R」の促進
- 資源のスマートな利用の促進
- 多量排出事業者による取組の促進
- 「3R+R」に係る取組に対する顕彰制度
- 関係機関との連携による啓発活動
- 事業者と連携した取組の推進

【目標項目：令和7年度の目標値】

「資源のスマートな利用」を宣言した事業所数（累計）：1,500件

■施策1-2 市町との連携の推進

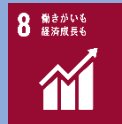
- 一般廃棄物の3Rの促進
- 市町と連携した取組の促進
- ICTを活用した啓発
- 少子高齢化など諸課題への対応
- ごみの持つ未利用エネルギー活用の促進
- ごみ処理の広域化

【目標項目：令和7年度の目標値】

市町と連携し、ICTを活用し情報発信した件数（累計）：400件

取組方向2

循環関連産業の振興による「3R+R」の促進



■施策2-1 循環関連産業の育成及び支援

- 廃棄物等のリサイクル技術の研究開発
- 産業廃棄物の発生抑制等に向けた支援
- 循環関連産業の振興につながる人材の育成・確保
- 地域循環共生圏の構築に向けたモデルづくり

【目標項目：令和7年度の目標値】

① 高度な資源循環や環境負荷の低減に資する設備を導入又は研究を実施した件数（累計）：15件

② ICTを導入し成果につながった廃棄物処理業者等の割合：令和3年度の調査を踏まえて設定

■施策2-2 資源の循環的利用の促進

- 認定リサイクル製品の普及・利用拡大
- 環境に配慮した製品の生産・利用促進
- 資源ごとの循環的利用の戦略的促進
- 各種リサイクル法に基づく取組の促進
- 廃棄物等由来のエネルギーの活用促進

【目標項目：令和7年度の目標値】

認定リサイクル製品の種類の増加又は認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の開発に向け、県が支援した件数（累計）：10件

取組方向3

廃棄物処理の安全・安心の確保



■施策3-1 廃棄物の適正処理と透明性の確保

- 事業者への適正処理に向けた指導等
- 適正処理に向けた市町への支援等
- PCB廃棄物の適正処理の推進
- 電子マニフェストの活用促進
- 優良認定処理業者の育成
- 最終処分場周辺環境整備事業

【目標項目：令和7年度の目標値】

産業廃棄物処理業の優良認定業者委託率：
50%（令和6年度に把握）

■施策3-3 産業廃棄物の不適正処理の是正措置の推進

- 環境修復事業
- 環境モニタリングと
リスクコミュニケーション

【目標項目：令和7年度の目標値】

不適正処理4事案に係る環境修復の進捗率：
100%

■施策3-2 産業廃棄物の不法投棄等の未然防止と早期発見・早期是正

- 産業廃棄物処理の監視・指導
- 建設系廃棄物対策
- 不法投棄等の防止に向けた取組の推進

【目標項目：令和7年度の目標値】

- ①建設系廃棄物の不法投棄件数：10件以下
- ②人材育成のための講習会等への参加人数：
5,000人







■施策3-4 災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けた取組の推進

- 災害廃棄物の処理体制の整備
- 災害廃棄物処理を担う人材の育成

【目標項目：令和7年度の目標値】

県が災害廃棄物に関する研修会等を開催し育成した人材の数(累計)：78人

取組方向4
廃棄物政策を通じた社会的課題の解決

2 削減をゼロに  9 産業と技術革新の基盤をつくろう  11 住み続けられるまちづくりを  12 つくる責任 つかう責任  14 海の豊かさを守ろう  17 ハートナレッジで目標を達成しよう 

■施策4-1 プラスチック対策の推進

- 高度なリサイクルシステム構築の検討・促進
- 産業廃棄物税を活用した研究開発等の支援
- 海域へ流出させないための適正処理の促進
- 環境負荷の低減に資する取組の促進
- 登録制度を活用した取組の促進
- 県民や事業者への情報発信

【目標項目：令和7年度の目標値】

- ①廃プラスチック類の再生利用率：70%（令和6年度に把握）
- ②プラスチックの資源循環の高度化等に係る仕組みの構築に向けた取組の件数（累計）：10件







■施策4-2 食品ロス等対策の推進

- 家庭系食品ロス等の削減
- 事業系食品ロス等の削減

【目標項目：令和7年度の目標値】

- ①食品ロス量削減率：家庭系 10%、事業系 10%
- ②食品ロス削減モデル取組数（累計）：5件

取組方向5
人材育成とICTの活用

4 質の高い教育をみんなに  8 働きがいも 経済成長も  9 産業と技術革新の基盤をつくろう  11 住み続けられるまちづくりを  12 つくる責任 つかう責任  17 ハートナレッジで目標を達成しよう 

■施策5-1 循環型社会の構築に向けた人材の育成

- 資源循環を担う事業者の育成
- 地域社会において指導的な役割を担う人材の育成
- ICTを活用できる人材の育成

■施策5-2 スマートなシステムの体制整備と情報発信

- ICTを活用した環境整備
- Web等を活用した情報発信

【目標項目：令和7年度の目標値】

資源循環分野においてICTを活用できる人材の数（累計）：140人

処理状況のトレンドを継続的に確認するためのモニタリング指標

| モニタリング指標 (一般廃棄物) | 令和7年度の見込み | モニタリング指標 (産業廃棄物) | 令和7年度の見込み |
|----------------------|-----------|---------------------|-----------|
| 1人1日あたりのごみ(一般廃棄物)排出量 | 947g/人・日 | 産業廃棄物の排出量 | 8,290千トン |
| 一般廃棄物の資源化率 | 26.7% | 産業廃棄物の再生利用率 | 42.4% |
| 一般廃棄物の最終処分量 | 25千トン | 産業廃棄物の最終処分量 | 335千トン |

第4章 計画の進行管理

1 計画の推進と進捗管理

毎年度、「三重県循環型社会形成推進会議」において県民・NPO、事業者、市町等様々な主体と計画の進捗状況を共有し、取組の点検・評価を行い、翌年度の取組の改善につなげることで、計画の実効性を担保していきます。

P (PLAN : 計画)

- ・ 本計画
- ・ 点検・評価を踏まえた毎年度の取組

D (DO : 実行)

- ・ 本計画を踏まえた取組の推進

C (CHECK : 評価)

- ・ 毎年度の取組の進捗状況を取りまとめ、「三重県循環型社会形成推進会議」で点検・評価

A (ACT : 改善)

- ・ 点検・評価で明らかになった課題を踏まえ、改善点を翌年度の取組に反映

三重県循環型社会形成推進計画
概要版

令和3（2021）年3月
三重県環境生活部廃棄物対策局
廃棄物・リサイクル課

〒514-8570 津市広明町 13 番地
TEL 059-224-3310 FAX 059-224-8136
E-mail haikik@pref.mie.lg.jp
URL https://www.pref.mie.lg.jp/s_kurashi/kankyo/ci300000423.htm